

## 最低基準における居室面積(1人当たり)の改正経緯

	S23	S36	H10
乳児院	1.65m <sup>2</sup>		
児童養護施設	2.47m <sup>2</sup>		3.3m <sup>2</sup>
情緒障害児短期治療施設		2.47m <sup>2</sup>	3.3m <sup>2</sup>
児童自立支援施設	2.47m <sup>2</sup>		3.3m <sup>2</sup>
母子生活支援施設	2.47m <sup>2</sup>		3.3m <sup>2</sup>

(参考)

- ・平成10年度における居室面積の引上げは、大人の入所施設である養護老人ホーム、身体障害者更生施設の最低基準において、3.3m<sup>2</sup>/人以上とされていたこととの並びをとって行ったもの。
- ・なお、現在の居室面積は、養護老人ホームにおいては10.65m<sup>2</sup>/人以上、障害者支援施設においては9.9m<sup>2</sup>/人以上となっている。